特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の給付実績の管理 ⑥保険料の徴収 ⑦保険料滞納に伴う給付制限 ⑧社会福祉法人等利用者負担額軽減
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第100項 並びに内閣府・総務省令第50条 番号法第9条2項 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 並びに内閣府・総務省令第2条、表の131、132項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号条 並びに内閣府・総務省令第2条、表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシーの周知を職員に行っている。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの周知を職員に行っている。 情報漏洩等の防止のため、責任者の許可なく記録媒体等を執務室以外に持ち出すことを禁止している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	保険課	健康福祉課	事後	機構改革
令和1年6月30日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	保険課長　川島　信一	健康福祉課長	事後	機構改革
令和1年6月30日	Ⅰ関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保険課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	健康福祉課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革
令和1年6月30日	Ⅰ関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	健康福祉課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革
令和7年9月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68項	番号法第9条第1項、別表第一の第100項	事後	新様式移行に伴う評価見直し
令和7年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第61、62，93、94項 並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 並びに内閣府・総務省令第2条、表の131、132項	事後	新様式移行に伴う評価見直し
令和7年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39，42，43，46、56の2、57、58、61、62、69、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3条、第15条、第19条、第25条、第25の2条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55の2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条8号条 並びに内閣府・総務省令第2条、表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161項	事後	新様式移行に伴う評価見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月9日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月9日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	ー	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	ー	9）従業者に対する教育・啓発 十分である 情報セキュリティポリシーの周知を職員に行っている。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの周知を職員に行っている。 情報漏洩等の防止のため、責任者の許可なく記録媒体等を執務室以外に持ち出すことを禁止している。	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事後	